

第1章 計画策定にあたって

1. 計画を策定する背景

これまでの大量生産・大量消費型の経済社会活動は、結果として大量廃棄型の社会を形成しました。それは、環境保全と健全な物質循環を阻害する側面を有しており、また、温室効果ガスの排出による地球温暖化、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。

そのため、私たちは、自然界から新たに採取する資源をできるだけ少なくし、製造された製品は長期間使用し、いったん使用済みとなったものでも循環資源として生産活動に再投入することにより、最終的に自然界へ廃棄されるものをできるだけ少なくする「循環型社会」をめざさなければなりません。

また、近年、地球温暖化に加え、生物の生息環境が人間の活動により大きく損なわれた結果、すべての生物の生存基盤を支える生物多様性の大幅な喪失が進んでいます。

以上のような背景をふまえると、資源の採取や廃棄に伴う環境への負荷を最小にする「循環型社会」を形成する取組を、地球温暖化に対応した「低炭素社会」や自然の恵みを将来にわたって享受できる「自然共生社会」に向けた取組とも統合して進めていくことにより、環境と経済成長が両立する「持続可能な社会」を創り上げる必要があります。

2. 社会背景と国の動き

国は、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することをめざし、平成12年6月に循環型社会形成推進基本法を定め、これに基づき循環型社会形成推進基本計画を策定し、関連施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

これにより、3Rの取組、個別リサイクル法等の法的基盤の整備、国民の意識の向上等が進展し、その結果、廃棄物最終処分量の大幅削減が実現するなどの成果が現れていますが、「循環型社会」の形成にはさらなる取組が必要です。

そのためには、廃棄物の減量化に重きをおいてリサイクル等を推進していく「循環の量」の視点に加えて、2R (Reduce : 発生抑制と Reuse : 再使用)の取組強化や、廃棄物等を貴重な資源やエネルギー源として環境保全の確保を前提に、有効活用をさらに促進し資源生産性を高めるなど「循環の質」の視点も重要となっています。

他方で、東日本大震災で発生した大量の災害廃棄物の処理が大きな社会問題となり、大規模災害発生時においても円滑に廃棄物を処理できる体制を平素から築いておくことの重要性があらためて浮き彫りとなったことから、平成27年7月には、災害対策基本法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）が改正され、災害時における廃棄物の処理について廃棄物処理計画に位置づけることになりました。

3. 島根県での取組

島根県は、平成14年3月に「しまね循環型社会推進計画」を策定し、「しまねグリーン製品認定制度」（平成16年8月実施）の創設や、「産業廃棄物減量税」（平成17年4月施行、平成27年4月継続施行）の導入などの施策を進め、平成23年3月には、廃棄物行政を取り巻く情勢の変化や計画の進捗状況等をふまえ、「第2期しまね循環型社会推進計画」を策定し、循環型社会の形成や廃棄物の適正な処理を推進してきました。

引き続き、循環型社会形成推進基本法及び第三次循環型社会形成推進基本計画に沿って、関係諸法等に基づく制度の適切な実施に取り組んでいくことにより、大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会の在り方やライフスタイルの見直しを進め、質の高い物質循環が促進される循環型社会への転換を推進します。

また、島根県内のそれぞれの地域が抱える諸問題への対応の視点で、地域資源を有効に活用した循環型社会が実現するような工夫が必要で、今日、地球温暖化対策の実施が喫緊の課題であることをふまえ、低炭素社会への取組とも統合して進めていくことで、環境と経済成長とが両立する持続可能な社会づくりにつなげていくことが大切です。

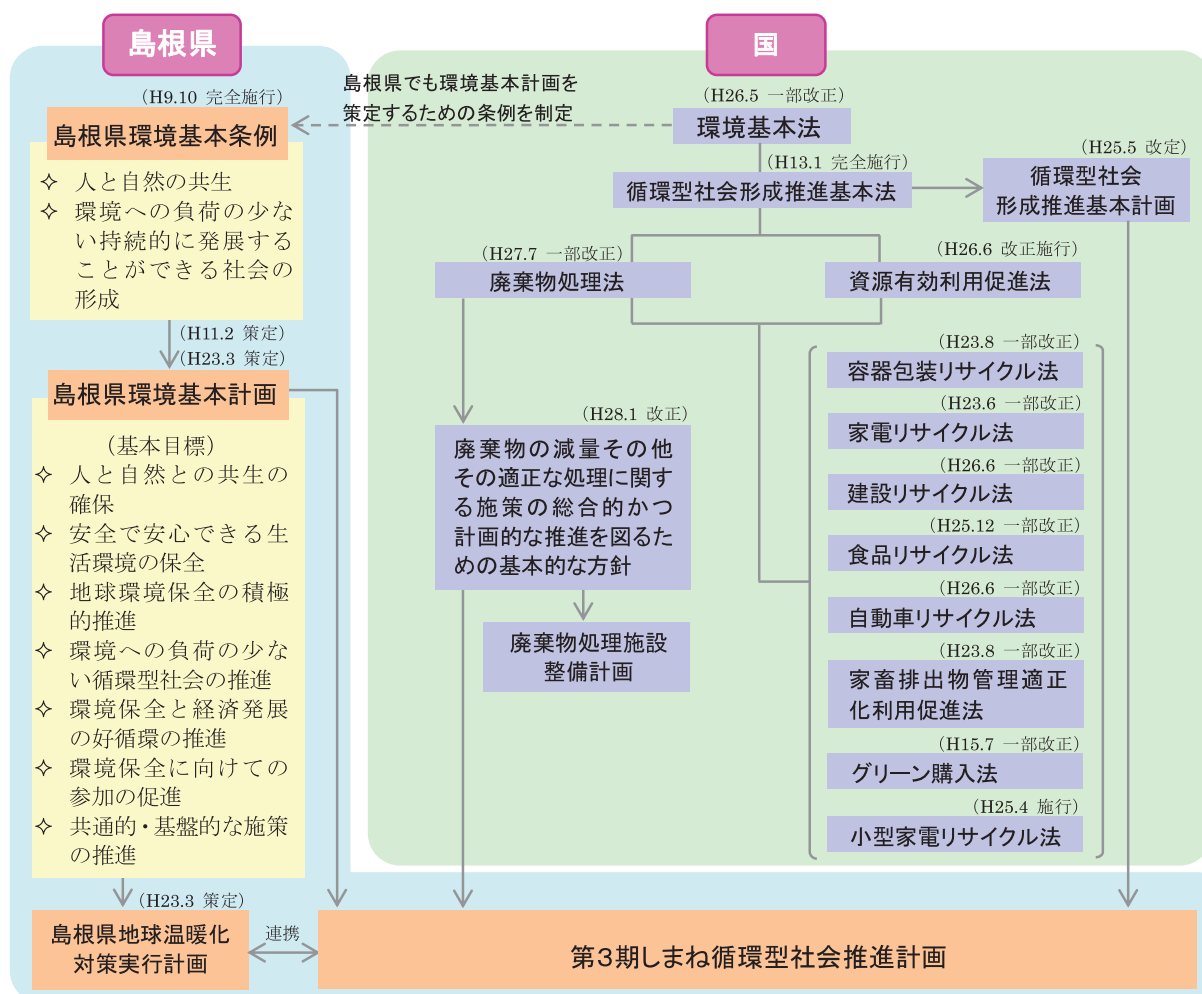


図 1-1 本計画に関連する法及び諸計画の策定状況